

■フランス：住宅のエネルギー効率の表示義務が 2011 年から開始

フランス経済紙は 2010 年 8 月 19 日、フランス政府が 2011 年 1 月 1 日から住宅の売却・賃貸時にエネルギー効率の表示義務を開始する方針であると伝えた。この制度では、売却および賃貸の物件広告に「A」～「G」までの 7 段階のエネルギー効率による評価指標を表示することが義務化される。パリ首都圏のケースでは、最高の評価の「A」は年間 1 m²当たりのエネルギー消費量が 50kWh 以下、最低の「G」は年間 1 m²当たり 451kWh 以上となる。既存の住宅では「E」（231～330kWh）が最も多い 33%となり、「F」以下が合計で 33%となるなど、エネルギー効率の悪い物件が多くを占めている。また、新築の住宅には中古物件よりも高いエネルギー効率が義務付けられるため、中古と新築の間でエネルギー効率の格差が広がることも予想される。既にいくつかの金融機関はエネルギー費用を加味した住宅ローンの返済モデルの設計も始めており、新制度の導入によってエネルギー効率の高い物件を購入するというインセンティブが働くものと見られている。